

仕 様 書

1. 件名

設備異常監視通報業務

2. 目的

当支所警備対象施設の火災移報業務、設備異常移報業務を実施し、当支所業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4. 履行場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

5. 通信回線 利用回線

一般加入電話回線

6. 火災・設備異常移報業務

委託請負業者は、警備対象施設に設置されている火災受信盤並びに実験用設備及びボイラーと接続されている設備警報盤に請負業者の通報装置を接続し、機器の作動により自動的に移報されてくる異常の情報を請負業者の指令センターで受信したときは、①遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、②研究本館職員通用口から貸与した鍵で入館し、③設備警報盤(研究本館1階)及び火災警報受信盤(研究本館2階総務課内)の両方を確認し、④設備警報盤が発報している場合は対応する緊急連絡者へ連絡し、⑤火災警報盤受信盤が発報している場合は警報が発報されたエリアに急行の上現場確認を行い、火災の場合は直ちに119番に通報し、⑥緊急連絡者へ連絡する。

なお、通報に基づき消防が出動し、内部検索のため開口部を破壊した場合の損害については、請負業者及び消防機関に対して免責とする。

7. 警備時間

(1) 月曜日から金曜日 午後5時15分から翌日の午前9時00分まで

土曜日・日曜日・祝日 午前9時00分から翌日の午前9時00分まで

(2) 警備時間内に警備対象施設から通報装置作動開始信号を指令センターで受信したときに始まり、警備対象施設から通報装置作動解除信号を指令センターで受信したときに終わる。

8. 事故報告

事故発生の際は当所へ速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後日書面で報告すること。

9. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は当所が委託請負業者に預託し、預託された鍵は請負業者が厳重に取扱い、保管する。

10. 通報装置の保守点検

当支所の生物環境調節実験施設に委託請負業者が設置した通報装置の機能について、請負業者は適宜保守点検を行う。

11. 緊急連絡先の確定

- (1) 当支所があらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を①委託請負業者に交付し、
②設備警報盤、③火災警報受信盤、④請負業者の設備警報盤付近に表示する。
- (2) 上記緊急連絡者に変更があるときは遅滞なく、その都度変更した名簿を①～④に
交付・表示する。